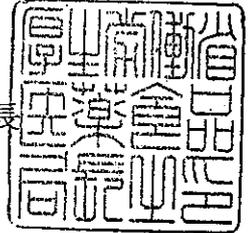




薬食発 0714 第 4 号
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

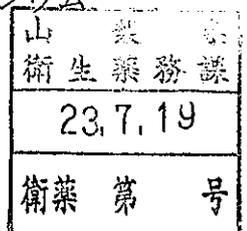
1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

（2）浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

3. 留意事項

（1）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。

（2）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。

（3）浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。

（4）上記（2）及び（3）に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。

ハ 有効成分の分量

- (1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十のIに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。
- (3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。
- (4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の百分の一の濃度とする。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。
 カルシウム剤（妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十一のIVのB項に掲げる有効成分の配合は一種とし、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十一のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合又は同表のIVのE項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。
 喉清涼剤（喉の不快感の改善を目的として製造された内用剤であつて、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ五種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十二のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。
- (3) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の百分の一の量とする。ただし、たんを効能及び効果とするためには、同表のIに掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一以上が含有されなければならない。
- (4) 別表第十二のIIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の不快感・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない場合には、たんを効能及び効果としない。

十三 ビタミン含有保健剤（滋養強壯、虚弱体質等の改善及び肉体的疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十三のI、II又はIIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十三のIからIIIまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項目ごとにそれぞれ一種とする。
- (3) 別表第十三のIVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。
- (4) 別表第十三のXのK項のグリチルリチン酸又はグリチルリチン酸ナトリウムを配合するものには、同表のXIのカンゾウと配合してはならず、また、同表のXIの加工ダイサン（オキソアミジン）は、同区分のニンニクと配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十三のII若しくはXのG項に掲げる有効成分を同一区分内若しくは同一項内で二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、滋養強壯、虚弱体質、肉体的疲労、病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾患・妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十四のIに掲げる有効成分の配合は、一種とする。
- (2) 別表第十四のIIに掲げるd-カンフル及びd-カンフル又はl-メントール及びd-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。
- (3) 別表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項目ごとにそれぞれ一種とする。
- (4) 別表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（IIの(1)において「メントール・カンフル主剤製剤」という。）には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

区分	有効成分名	甲		乙		
		最大濃度	最小濃度	最大濃度	最小濃度	
I	A項	塩酸クロルヘキシジン 液	〇・二%	〇・一%	〇・一%	〇・〇一%
	B項	イソプロピルメチルフェノール	—	—	〇・一%	〇・〇一%
II	d-カンフル	—	—	—	〇・一%	
	dl-カンフル	—	—	—	〇・一%	
	dl-メントール	—	—	—	〇・一%	
	l-メントール	—	—	—	〇・一%	
III	A項	酢酸レチノール	二五〇〇国際 グラム	五〇〇〇国際 グラム	—	—
	B項	酢酸トコフェロール	二%	〇・四%	二%	〇・二%
C項	トコフェロール	—	—	〇・四%	〇・二%	
	リポフラビン	—	—	〇・〇一%	〇・〇〇一%	
D項	塩酸ピリドキシン	—	—	〇・一%	〇・〇一%	
	ジバルチミン酸ピリドキシン	—	—	〇・一%	〇・〇一%	
E項	エルゴカルシフェロール	—	—	一〇〇〇国際 グラム	一〇〇国際 グラム	
	—	—	—	—	—	

別表第十四

- 11 塩酸ヒドロキシコバラミン及び酢酸ヒドロキシコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキシコバラミンに換算した量である。
- 12 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。
- 13 クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
- 14 クエン酸鉄アンモニウム及びフマル酸第一鉄の一日最大分量及び一日最小分量は、鉄に換算した量である。
- 15 エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。
- 16 トチユウの使用部位は、葉である。

区分	有効成分名	配合量の範囲(%)
I	塩化カリウム	〇以上九九・〇以下
	塩化ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	塩化マグネシウム	〇以上九九・〇以下
	セスキ炭酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	炭酸水素ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	炭酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	乾燥炭酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	炭酸ナトリウム(無水)	〇以上九九・〇以下
	チオ硫酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	無水チオ硫酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	硫酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	乾燥硫酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	無水硫酸ナトリウム	〇以上九九・〇以下
	硫酸マグネシウム	〇以上九九・〇以下
	II	臭化カリウム
炭酸カルシウム		五以上一〇・〇以下
軽質炭酸カルシウム		五以上一〇・〇以下
沈降炭酸カルシウム		五以上一〇・〇以下
硫酸アルミニウムカリウム		〇以上二〇・〇以下
乾燥硫酸アルミニウムカリウム		〇以上二〇・〇以下
硫酸アルミニウムカリウム(乾燥)		〇以上二〇・〇以下
硫酸アルミニウムカリウム(乾燥)		〇以上二〇・〇以下
硫酸鉄		〇・〇五以上二・〇以下
—		—

別表第十五

- (注) 1 塩酸クロルヘキシジン及びグルコン酸クロルヘキシジン液の最大濃度及び最小濃度は、それぞれの濃度のグルコン酸クロルヘキシジンに換算した量である。
- 2 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール及びビタミンA油の最大濃度及び最小濃度は、ビタミンAに換算した量である。

区分	有効成分名	VI		V	IV
		A項	B項	尿酸	酸化亜鉛
D項	テレピン油	—	—	—	—
	ユーカリ油	—	—	—	—
C項	アラントイン	—	—	—	—
	グリチルリチン酸二カリウム	—	—	—	—
B項	ニコチン酸ベンジルエステル	—	—	—	—
	サリチル酸メチル	—	—	—	—
A項	クロタミトン	—	—	—	—
	ニコチン酸ベンジルエステル	〇・〇二%	〇・〇二%	五%	八%
D項	ユーカリ油	二%	一・三%	〇・五%	〇・二%
	テレピン油	〇・一%	〇・一%	〇・五%	〇・二%